

子どもの医療費助成の拡充について

1 概要

現行の津市福祉医療費等助成制度では、乳幼児を対象に通院及び入院に係る医療費助成を、また、子どもを対象に入院に係る医療費助成を行っています。

このような状況の中、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備推進及び子どもを育てる家庭の経済的負担の軽減を図るため、津市まちづくり振興基金を活用して、通院に係る医療費助成の対象を、現行の乳幼児から小学校6年生までに拡充しようとするものです。（対象者は約1万5千人の増加となります。）

なお、義務教育就学児童のうち、中学校1年生から中学校3年生までについては、これまでのとおり入院に係る医療費助成を行います。

現 行 制 度						
助成範囲 対象者	乳 幼 児		小 学 生		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
乳 幼 児	○	○	—	—	—	—
子 ど も	—	—	—	◎	—	◎



制 度 改 正 案						
助成範囲 対象者	乳 幼 児		小 学 生		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
子 ど も	○	○	◎※1	◎※1	—	◎

○県補助あり ◎津市単独事業（※1 平成24年9月から県補助の予定）

2 実施時期

平成24年7月1日から実施します。

3 手続

- (1) 保護者から提出される「福祉医療費受給資格証交付申請書」により、保護者の所得で所得判定を行い、受給資格証を送付します。

- (2) 所得制限の限度額は現行制度と同じで、次の計算式で算定される限度額未満の者が該当となります。

所得制限の限度額：532万円^{※2}＋（税法上の扶養控除人数）×加算額^{※3}

※2 収入額に換算すると、約724万円（会社員の場合）

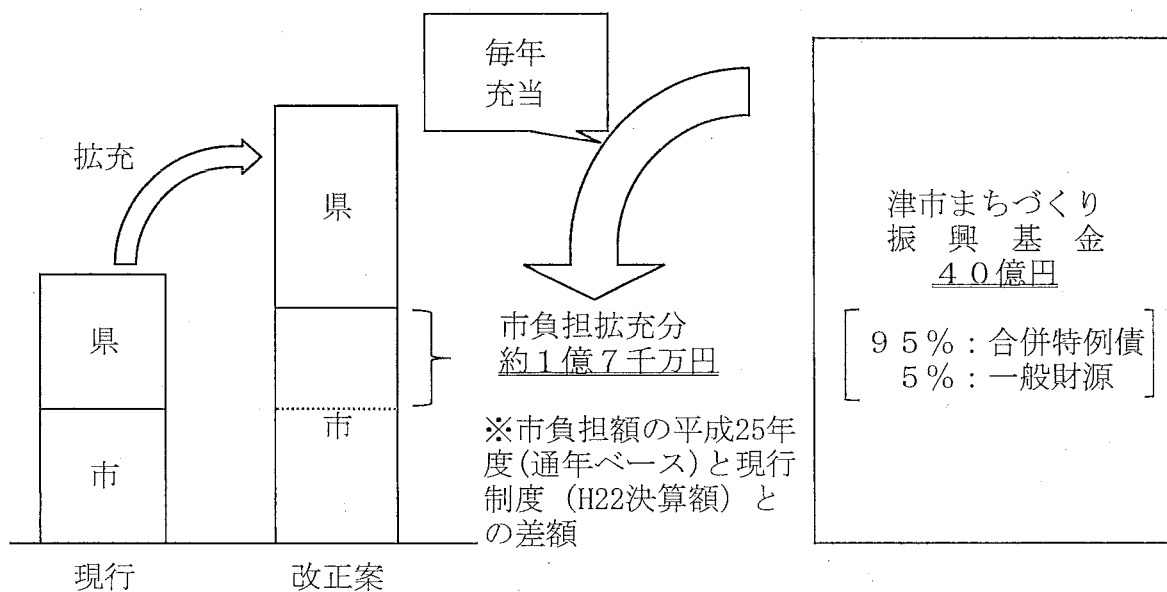
※3 1人につき38万円

4 拡充に伴う津市の負担額

	支出額	県補助金	市負担額
現行制度(H22 決算額)	約 444,000千円	約 216,000千円	約 228,000千円
平成 24 年度(7 月実施)	約 670,000千円	約 300,000千円	約 370,000千円
平成 25 年度(通年ベース)	約 790,000千円	約 390,000千円	約 400,000千円

5 拡充に伴う財源の確保

拡充に伴い必要となる財源については、津市まちづくり振興基金を活用します。



6 津市まちづくり振興基金

(1) 基金の概要

本市の一体感の醸成及び地域振興に必要な財源を確保することにより、まちづくり振興事業の推進に寄与するため、市町村の合併の特例に関する法律（旧法）第11条の2の規定に基づき、合併特例債を財源とした基金です。

(2) 基金の取崩し

元金償還が終了するまでは、基金の取崩しが制限されていましたが、国において運用の弾力化が図られ、合併特例債の元金償還の範囲内で取崩し

が可能となっています。

(3) 交付税措置

合併特例債の元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されることにより、後年度において普通交付税として措置されます。

7 今後の対応

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部の改正についての議案を平成24年第1回津市議会臨時会へ提出する予定です。

所得制限に係る所得判定の事例

- 1 3人家族（会社員の父母と小学生の子どもが1人）で、父の収入額が450万円（扶養控除が1人）、母の収入額が300万円の場合

	収入額	所得額	所得制限の限度額	所得判定
父	4,500,000 円	3,060,000 円	5,700,000 円※4	該当
母	3,000,000 円	1,920,000 円	5,320,000 円	該当

※4 $5,320,000 \text{ 円} + 380,000 \text{ 円} = 5,700,000 \text{ 円}$



父と母のそれぞれの所得額が所得制限の限度額までのため、該当となります。

- 2 4人家族（会社員の父と専業主婦の母、小学生の子どもが2人）で、父の収入額が870万円（扶養控除が3人）、母が無収入の場合

	収入額	所得額	所得制限の限度額	所得判定
父	8,700,000 円	6,630,000 円	6,460,000 円※5	非該当
母	0 円	0 円	5,320,000 円	該当

※5 $5,320,000 \text{ 円} + (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) = 6,460,000 \text{ 円}$



父の所得額が所得制限の限度額を超えているため、非該当となります。